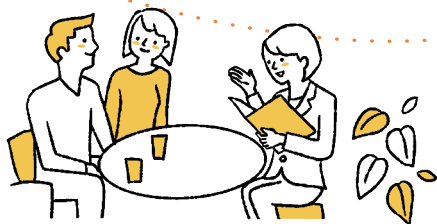


家族とこころの相談



カウンセリングの種類

- a. カウンセラーと一対一で行う【個人面接】
- b. カウンセラーとご家族（親子・カップル）で行う【グループ面接】

カウンセリングの方法

- c. 事務所内での【対面相談】
- d. ウェブミーティングを利用した【オンライン相談】

親子交流支援

【付添い支援】

親子交流の場に支援者が付添い、親子が安心して過ごせるようにフォローします。

【受渡し支援】

父母が顔を合わせないよう配慮して支援者が仲介します。

【連絡調整支援】

支援者が父母と連絡を取り、親子交流の日時・場所等を調整します。

【一時支援】

親子交流の試行が必要な際に、付き添い支援をします（単回～数回）。



当相談室おすすめの書籍



ステップファミリーのきほんをまなぶ
離婚・再婚と子どもたち
SAJ・野沢慎司編（金剛出版、2018年）

<おすすめ理由>

当相談室代表が主に執筆したステップファミリーのバイブル的書籍です

おすすめの映画

「グッドナイトムーン」「幼な子われらに生まれ」「水曜日のエミリア」
「宇宙戦争」「事実無根」



もりのかぞくのそうだんしつ 杜の家族の相談室

<https://morinokazoku.kokage.cc/>



〒980-0021

宮城県仙台市青葉区中央 1 丁目 7-4 宮城商事ビル 4F

phone : 090-7062-0867

e-mail : morinokazoku.info@gmail.com



家族とこころの相談

親子交流支援

もりのかぞくのそうだんしつ 杜の家族の相談室

<https://morinokazoku.kokage.cc/>



離婚や再婚にあたって悩んだり
どのような対応が望ましいか
相談したいとき…

子どもと離れて暮らす親が会うために
第三者のサポートが必要なとき…

杜の家族の相談室では

・カウンセリング
・親子（面会）交流支援
（対象地域：宮城県）

をご利用いただけます。

ようこそ、杜の家族の相談室へ

子育ての悩みや生きづらさを感じたり、家族関係の問題でどうしたら良いかわからない…そんなとき、カウンセラーがお手伝いできる事があります。

当相談室のカウンセラーは、公認心理師・臨床心理士などの有資格者です。

主に離婚や再婚に伴う課題や、子育て・生きづらさなどのご相談に長く携わっています。

当相談室では大きく分けて以下2つの支援を提供いたします。



家族とこころの相談

- 例1: 子育ても仕事も頑張っているのに、家族には気にもとめてもらえず苦しい気持ちになる
- 例2: 学校にいけないのは親が離婚したせいだと、子どもが親を責め、互いに苦しい
- 例3: 今度こそ幸せな家庭を築こうと思ったのに、新しい家庭がうまくいかない

親子交流支援

- 例4: 別居中の親子を会わせたいが、父母は顔をあわせたくない
- 例5: 長期間離れて暮らしていたため、親子といえど会うことに不安が少なからずある
- 例6: 子どもが幼いため、第三者のサポートが必要

各料金と申込方法

家族とこころの相談(カウンセリング:50分)

受理面接(対面)	5,000円
受理面接(オンライン)	5,000円
個人面接(対面・2回目以降の利用)	6,000円
個人面接(オンライン・2回目以降の利用)	5,000円
グループ面接(対面・2回目以降の利用)	7,000円
グループ面接(オンライン・2回目以降の利用)	6,000円

お申込みはこちらの
ウェブページからお手続き→



親子交流支援

事前面談料(父・母 各々支払)	5,000円
契約料(1年毎の更新制)	4,000円
付き添い支援(基本時間:1時間) ※3時間まで延長可 1時間毎3,000円加算	8,000円
受け渡し支援(付き添いなし・3時間まで) ※待機1時間毎3,000円加算	8,000円
連絡調整支援(一回の交流あたり)	3,000円
一時付き添い支援(基本時間:1時間) ※1時間毎3,000円加算	8,000円

※付添い支援・受渡し支援において、支援者の入館料などが発生する場合や、遠隔地への交通費が生じる場合には、実費負担いただきます。

お申込みはこちらの
ウェブページからお手続き→



当相談室は一般社団法人面会交流支援全国協会のガイドラインに則って支援を行います。



親子交流支援 —利用の流れ—

(1)事前面談の申込み

親子交流の実施に第三者機関を利用する旨を、**家事調停等で合意する見込みの段階**に、代理人弁護士(あるいは父母いずれか)から、当相談室ホームページの**支援申込フォーム**よりお申込みください。



(2)事前面談(父母個別に実施)

相談室担当者が父母と個別に面談し、当相談室への要望等をお聴きしつつ、当相談室からは基本的なルール、利用料などをご案内いたします。内容の確認後、父母それぞれから支援の申込み(書面手続き)をしていただきます。



(3)審査承認後に契約締結

事前面談後、支援を提供できるか審査をします。支援を承る際は、調停等で支援内容・頻度・費用の負担割合等について調整を詰めていただきます。**調停等の成立後、調書等で内容を確認**させていただき、父母それぞれと契約締結となります。契約は**1年毎の更新制**といたします。



(4)お子さんとの面談

お子さんと面談し、ご本人のご希望や配慮の必要なことなどを確認し、支援に向けて準備いたします。



(5)支援開始と終了

問題や不都合が生じたときは、その都度、対応を検討します。継続支援が困難と支援者側で判断される場合は、交流の途中でも支援を中止することがあります。また、契約を更新されない場合は、予定した1年間の支援が終了した時点で契約は終了となります。

※よくある質問はこちらをご覧ください→

